

龍ヶ崎市インターネット市政モニター規約

(総則)

第1条 この規約は、龍ヶ崎市（以下「市」といいます。）が設置し、及び運営する龍ヶ崎市インターネット市政モニター制度（以下「本制度」といいます。）に関し、市と本制度のモニターとして登録した者（以下「市政モニター」といいます。）との間における権利義務関係を定めるものとします。

2 市は、市政モニターに事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとし、WEBにアップロードした時点で変更後の規約が直ちに施行され、全ての市政モニターに適用されるものとします。

(職務)

第2条 市政モニターは、電子メールにより発信する市のアンケート依頼に従い、回答期限内に指定の入力フォームにて回答を入力するものとします。

2 市政モニターは、市の求めに応じて市政に関する意見及び提案をインターネットを利用して送信し、並びに懇談会等に出席するものとします。

(資格)

第3条 市政モニターに登録することができる者は、市政モニターとして登録をする時点において次の全ての要件を満たし、本規約を承諾の上、市所定の登録手続を全て完了した者としてします。

(1) 募集年度の4月1日現在において16歳以上の者で、市内に住所を有し、又は市内に通勤若しくは通学していること。

(2) インターネット及び電子メールを日本語で利用できること。

(3) 国会議員、地方議会議員及び市の職員でないこと。

(4) 市の審議会、諮問機関等の委員でないこと。

(5) 市政モニターの任期が2期を超えないこと。

(任期)

第4条 市政モニターの任期は2年間とします。

2 市政モニターは、連続して2期を限度として再任することができるものとします。

3 市は、市政モニターの任期終了に際し、次期の市政モニター継続の意思を電子メールにより当該市政モニターに確認の上、継続の意思を示した者を再任するものとします。ただし、任期中に実施したアンケートの回答の実績がない者又は第12条各号のいずれかに該当する者については、再任しないものとします。

(登録等)

第5条 市から市政モニターへの登録の依頼を受けた者で市政モニターの登録を希望する者は、当該依頼で定める期間内に、インターネットを利用して、次に掲げる情報を送信しなければならないものとします。

(1) 氏名

(2) 住所（市内に通勤又は通学する者は、当該通勤又は通学先の住所及び名称を含む。）

(3) メールアドレス

(4) 電話番号

(5) 生年月日

(6) 性別

(7) 職業

2 市は、前項の情報を受信したときは、その内容を審査の上、第3条に規定する資格を有すると認める者を市政モニターとして登録するものとします。

3 市は、市政モニターとして登録し、又は登録の申込みを却下したときは、第1項の規定により送信されたメールアドレス宛に電子メールにより通知するものとします。

4 市政モニターは、登録内容に変更があった場合又は登録の取消しを希望する場合は、所定のW市政Bページから変更又は取消しの届出を行うものとします。

(個人情報等)

第6条 市は、市政モニターの個人情報については、龍ヶ崎市個人情報保護条例（平成11年龍ヶ崎市条例第33号）に基づき厳重に管理するものとします。

2 市は、市政モニターの登録及び活動により収集した個人情報、アンケートに対する回答並びに市政に関する意見及び提案等の情報は、市政モニター事業に係る目的以外で使用しないものとします。

(費用負担)

第7条 電子メール等の送受信に要する費用及びインターネット環境の利用に要する費用は、市政モニターの負担とします。

(報酬等)

第8条 市政モニターの活動は、無報酬とします。

(著作権)

第9条 アンケートの回答内容の著作権は、全て市に帰属するものとし、市は、その回答内容を編集できるものとします。

2 市は、アンケートの回答内容を利用し、市政モニター本人の承諾なしに開示できるものとします。ただし、市政モニター個人が特定できる情報については、開示できないものとします。

3 市政モニターは、アンケートの回答内容に係る著作権者人格権を市及び第三者に対して行使しないものとします。

(免責)

第10条 登録情報と異なるメールアドレスにて、受発信を行ったことにより当該市政モニターに不利益又は損害が発生した場合、市はその責任を負わないものとします。

2 市から市政モニターに対して発信された電子メール又は市政モニターから市に対して発信された電子メールの不到達により、当該市政モニターに不利益又は損害が発生しても、その原因及び理由を問わず、市はその責任を負わないものとします。

3 市政モニターからの個別の問合せや意見などについて、市の応答義務はないものとします。

(禁止行為)

第11条 市政モニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

(1) 本制度の運営を妨害する行為

(2) 本制度を営利目的で不正利用する行為

(3) 虚偽の登録若しくは回答又は不正回答

(4) 同一人物による重複登録又は成り済まし登録

(5) 市、他の市政モニター又は第三者の著作権を侵害する行為

(6) 他の市政モニター又は第三者を誹謗又は中傷する行為

(7) 他の市政モニター又は第三者に不利益を与える行為

(登録の抹消)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、市政モニターの登録を抹消することができるものとします。

(1) 第3条に規定する資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 第5条第4項の規定による登録の取消しを申し出たとき。

(3) 前条に規定する禁止行為に該当する行為を行ったとき。

(4) 登録されたアドレスに電子メールが到達しなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市政モニターとして不相当と認めるとき。

(制度の変更等)

第13条 市は、市政モニターに予告なく本制度の内容を変更、停止、中止又は廃止することができるものとし、これにより市政モニターに損害が発生した場合においても、市は一切の責任を負わないものとします。

付 則

この規約は、平成24年10月1日から施行するものとします。